

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
8	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加 生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できないとされている。 こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事例が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。 このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	労働者災害補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県	仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市	〇労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。 〇休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。 〇休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。 〇平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したものの。照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。 〇休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。 その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。 〇本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。 〇本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。 現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。 〇提案団体の記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がある場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	法定代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にある。代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。	番号法第15条及び第19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	豊田市		宮城県、山形市、白河市、ひたなか市、高崎市、福川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、八尾市、富田林市、東大阪府、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、戸塚町、大村市、宮崎市	<p>○本市においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。</p> <p>○成年後見人の確定申請を成年後見人が代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を求めたケースがあり、事務処理の観点から直接交付を行わず、請求者本人宛てに郵便で送付する取扱いを行っている。その際、要領の「適当である」という記述から、市町村の「柔軟対応」を求める成年後見人の声もある。また、本人が郵便物の転送手続きをとっている場合、転送先へは送られず返戻されてしまったケースも多々生じている。</p> <p>○法定代理人や後見人、成年後見人等が手帳に記載されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。しかし、同一世帯ではないため、郵送料を要領し、施設や被後見人等の単身世帯へ郵送しているため、手続きを行う代理人がその都度施設や該当者宅に出向き受け取っている状況である。交付を許容するよう整備されれば、代理人も事務の負担も軽減すると思われる。それと共にマイナンバーによる手帳については、できる限り最小限に抑えていただきたい。</p> <p>○番号法第14条第2項が周知されていないと考えられる。</p> <p>○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不安視される事例(認知症の方になると、受け取っても無くしてしまう等の問題を抱えているケース)も多く、対応に苦慮しているところ。</p> <p>○本市においてマイナンバー入り住民票の交付事務を行うに当たり、提案団体から示す支障事例(代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。)が同様に生じており、「法定代理人の請求に対し本人に郵送する」といった事務負担を招いている。</p> <p>○本市でも同様の対応を実施している。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度による請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○郵送したものが送付先不明で返送されることがあり、取扱いに苦慮しているところがある。</p> <p>○施設入所者や被後見人の場合など、請求者本人の心身上等の理由により代理人を通して取得する事例がある。成年後見人等の法定代理人に直接交付せず、請求者本人(被後見人)宛てに郵送することは、個人情報漏洩のリスクに繋がると懸念される。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。</p> <p>○しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。</p> <p>○直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。</p> <p>○本市においても、代理人が個人番号入り住民票を請求をした場合は、法定代理人及び任意代理人を問わず、本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○このことにより、特に成年後見人の場合に、制限行為能力者本人に送付せざるを得ないことにより、個人情報漏洩の危険性が高い状況となっている。</p> <p>○また、住民票を請求した成年後見人からは、直接代理人に交付されない状況は、「成年後見制度」の理念と目的に対し齟齬が生じているとの指摘があり、後見人からの理解が得られず、対応に苦慮している。</p> <p>○本市においても、代理人が申請した場合は、現行制度により請求者本人に郵便で送付しているが、本人が入院中などにより長期にわたり自宅に不在なため郵便局から死所まで返送されてきた事例が2、3件発生している。このような場合でも返送されてきた書類を本人以外に手渡すことができないため、再度代理人に連絡を入れて郵便物が本人に届くような手続きをお願いするほか、申請を取り消すことになった場合は手数料の返金手続きを行う必要があるなどその都度対応に苦慮している。</p> <p>○法定代理人が、個人番号記載の住民票を請求する件数は多くないが、法定代理人が成年後見人である場合、本人に郵送することが適切なケースがある。</p> <p>○また、個人番号記載の住民票は、行政機関への提出のために請求されることが多いが、住民票関係情報は情報連携により取得することが可能であり、住民票の提出を求める必要はないと思われることから、市民と地方公共団体窓口の負担軽減のために、行政機関への制度周知は必要である。</p> <p>○職員の成年後見人から被後見人の個人番号記載の住民票の申請があったが、同処理要領にしたがい、郵送による交付を行おうとしたところ、後見人は不服とトラブルとなった事例があった。</p> <p>○後見人は被後見人の財産管理等の職を担い、個人番号を利用した手続きの代行をすることも考えられるため、直接交付することは支障がないと思われる。判断能力が欠ける本人宛てに住民票を郵送する場合のほうが事務が煩雑になる恐れがある。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多岐みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がある場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。</p> <p>○マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。</p> <p>○しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。</p> <p>○直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。</p> <p>○後見人から、なぜマイナンバー入りの住民票が直接受け取れないのかとの苦情が多い。</p> <p>○番号通知書類(通知カード)が役所に返戻された場合、後見の登記事項証明と後見人の本人確認があれば、返戻書類を後見人に渡している。(事務処理要領2-(1)-(エ)-目) 特にならば記述用で通知カードを受取った後見人からマイナンバー入りの住民票を請求された時に、大変もめたことがある。その際上記記述用上の矛盾を指摘された。</p> <p>○マイナンバー入りの住民票の発行については、事務処理要領2-(1)-イ(エ)の運用を適用すべきと考える。</p> <p>○県内のある市では成年後見人から被後見人のマイナンバー入り住民票の交付申請を受けながら、直接交付ができず後見人の住所への郵送を行うを伝えたところ、被後見人は郵送されても受け取れないだけの責任能力がない。法律で決められた代理人であるのに本人に代わって直接交付できないことに苦しむ事例があった。</p> <p>○また、任意代理人の場合でも、入院、施設入所等で自宅にいないケースもあり、自宅に簡易書留で郵送しても受け取ってもらえず返戻される場合も多々起っている。送方から来ている代理人もあり、窓口の説明や、戻ってきた分についてその後の処理など、市町村窓口では事務的な負担になっている。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
31	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	<p>「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。</p> <p>あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p>	<p>【ガイドラインに示される事務フロー】</p> <p>多くの事務手続きに使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、</p> <p>①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施</p> <p>②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会</p> <p>③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。</p> <p>この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を省略できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護条例上制限されている。個人情報の過剰利用となるおそれがある。 申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。 	<p>行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。</p>	<p>住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携</p>	<p>内閣府、個人情報保護委員会、総務省</p>	<p>千葉県、神奈川県</p>		<p>苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市</p>	<p>○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合に仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。</p> <p>○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。</p> <p>○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。</p> <p>必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。</p> <p>また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p> <p>※個人情報の過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。</p> <p>○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。</p> <p>○マイナンバーを用いて申請する各種手続きのうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。</p> <p>○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。</p> <p>総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。</p> <p>このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。</p> <p>○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言いがたい。</p> <p>住基ネットで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせで取り扱うことができれば、「申請者との同一世帯検索」の実現が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。</p> <p>現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。</p> <p>○検索したい対象と同一でない人物に対して情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナポータル上に残ることになる。</p> <p>○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となり、紙の住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増えている。</p> <p>情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	<p>幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。</p> <p>なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしただきたい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。</p> <p>免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。</p> <p>以上より主に次の2点の支障を懸念している。</p> <p>①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。</p>	<p>経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童増加の抑制につながる。</p> <p>また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>九重町</p>		<p>旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会</p>	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。</p> <p>本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点から非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が続いている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化するとも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○現在移行済みの園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。</p> <p>○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。</p> <p>○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求め、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となり、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的な課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでに、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくること考えられる。さらに、人員配置基準を高たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
38	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは不足する地域への整備に似む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。 (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に似む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。 (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2の4(1)	内閣府、厚生労働省	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県		いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市	<p>○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合は「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようすべきであると考ええる。</p> <p>○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じることがある。</p> <p>○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。</p> <p>○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に考慮している。</p> <p>○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。</p>
50	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図られたい。	○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。	○交付金の返還金処理にかかる事務手続きの簡素化が見込まれ、職員の事務負担を軽減することが期待される。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	所沢市	資料2_子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行_国と県のスケジュール.pdf	盛岡市、福島市、川崎市、山梨県、豊田市、小牧市、八尾市、富田林市、玉野市、高松市、大村市、沖縄県	<p>○返還金処理の事務手続き簡素化のため必要と考える。</p> <p>○例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上するか、予算の流用で対応している。補正の場合は議決後でなければ返還の手続きに進めないし、流用の場合は、手続きに時間を要する。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。</p> <p>○県は年度末に変更交付申請の機会があり、原則返還金又は追加交付がなく、当該年度中に精算ができていないが、国は当初交付申請以降の減額変更が原則できず、返還金になることが多い。本来、国1/3、県1/3、市1/3で負担割合が示されており、国と県の交付金は同じ内容のものとなるため、スケジュール及び精算の取扱いと同様としていただきたい。更に、実績報告も国はアクセス、県はエクセルと別々に作成してはならないが、上述のとおり本来内容は同じであるため、統一の作成方法を検討していただきたい。</p> <p>○国における返還額の確定時期は例年年度末であるが、本市においても補正予算により対応するため、事務手続きの負担が生じている。</p> <p>○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が翌年度の後半となっている。返還金の額によっては補正予算に計上し対応しなければならぬが、補正対応の場合、議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。</p> <p>○交付金の返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものと考ええる。</p> <p>○提案に条件を付せば実現してよい。交付金事務に用いられる様式ファイル(Microsoft Access)の不具合による差替えが多く、入力のやり直しが事務負担となっている。返還金が生じた際の手続きが、島しょ部への書類到達に係る時間や自治体における内部手続きを考慮した締切設定にならず、年度当初の事務負担が大きくなっている。ただし、提案の主旨には賛同するが、交付額の確定までのスケジュールについては、申請内容及び実績の審査に要する時間等を踏まえ、各自治体の実情に合わせた設定が可能となることを希望する。</p> <p>○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。</p> <p>○子ども・子育て支援交付金について、市町村は交付を受けた年度の翌年度4月までに事業実績の報告を行い、超過交付となった場合返還金の事務処理を行うこととなるが、国からの最終的な交付額の確定通知が行われるのは交付年度の翌年度末となっている状況である。返還金が多額に生じた場合、補正予算による対応となり、議決後でなければ返還金の事務処理を進めることができないため、返還処理のスケジュールが非常に厳しい。また、同交付金については、県負担の補助金についても同様に返還金が生じるため、返還のための事務負担及び補正予算のための事務負担が重荷となる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
54	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	<p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していることと認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。</p>	<p>以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中において、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多く、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。</p>	<p>・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。 ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。</p>	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業さいたま市認可外施設要綱	<p>仙台市、須賀川市、石岡市、新庄市、山形市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県</p>	<p>○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めることの本意から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。 なお、本市には提案事項の2点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上りの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。</p>
64	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	<p>①「放射線監視等交付金(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化</p>	<p>①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。</p>	<p>放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続き等を見直すことで、各交付金の申請等に係る事務量を軽減し効率化を図ることができる。</p>	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合		福井県	<p>○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最長でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求める。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率である。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
65	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業者について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。 なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までに済ませなければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日が見直されることで、民間等事業者の間接補助事業期間を3月31日まで確保することができ、より効果的な地方創生の推進に資する。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	京都府		北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、福井市、長野県、長野市、名古屋市、豊川市、宮津市、亀岡市、八幡市、鳥取県、島根県、高松市、糸島市、松浦市、大分県、延岡市、沖縄県	<p>○内閣府の地方創生推進交付金において、間接補助を行う場合、年度末までに交付を完了しなければならぬとされている。この取扱いは、3月開催の事業に充当することが難しく、現に本市においても平成30年3月に開催したイベントへの支援に対する補助について、支払い時期が4月となったため、交付金対象事業から最終的に除外した事業がある。交付金を活用した事業支援を事業実施期間により限定しないためにも、事業完了の考え方を現在の3月31日までの支払いに限定するのではなく、対象事業そのものの完了日等とするなど、より柔軟に取扱いしていただけるようお願いしたい。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業については、3月31日までに間接補助事業者への補助金の交付を完了させなければならないとなっている。しかし、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定、支払いを完了するまでには一定程度の期間を要することから、3月31日までに支払いを完了するには、事業者の事業実施期間を3月中旬までとする必要がある。また、事業者についても、市への実績報告までに支払いを完了している必要があり、実際の事業終了日を3月中旬よりさらに早くする必要がある。このような中、本市においては、地方創生に資する取組を実施する組織の立ち上げや運営に係る補助等を実施しているが、事業実施期間が短縮されることにより、3月に実施することで効果がある事業の実施や切れ目のない事業の実施に支障を来し、地方創生の効果が薄れることが危惧されている。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるためには、事業者に早期の事業完了、報告を求める必要がある。事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、国庫補助のない通常の補助金との要綱上の整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づらいため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求める。</p> <p>○地方公共団体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業者について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○当初、交付金充当を予定していた間接補助事業者について、取組内容が年度末まで生じた結果、年度内に補助金を交付することができず、交付金を充当できなかった事例があった。現在の制度では、年間適して地方創生の推進に取り組む場合、間接補助事業では支障が生じているところである。</p> <p>地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日が見直されることで、より効果的な地方創生を推進する事業の実施が可能となる。</p> <p>○支払い手続きに相当の日数を要することから、地方創生に関する取組みを支援するため実施する間接補助事業者について、事業期間を早めに切り上げる事業が発見されている。</p> <p>○市町村等が交付金を充当し間接補助事業を行う場合、現状は、補助金交付事務に要する期間分、事業完了を前倒ししなければならず、間接補助金の交付完了日の見直しにより、通年での間接補助事業実施を可能とすべき。</p> <p>3月31日までの事業期間を確保することで、補助対象事業者がより事業を効果的に実施できるようになる。</p> <p>また、事業完了後の精算払いを認めることで、追加交付分の一般財源での対応や返還金の精算処理、返還請求などがなくなり事務負担軽減につながる。</p> <p>○現状では間接補助事業者が年度末まで事業を実施することができないため、地方創生の推進のためにも、事業者が十分な事業期間を確保できるようにするとより良いと考えられる。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業者による補助事業において、事業実施期間が短くなることから、間接補助事業者における事業完了日の見直しについてご検討頂きたい。</p> <p>○新事業創出のための研究開発や販路拡大等に対する間接補助事業において、3月31日までに事業者に対し補助金を交付する必要があるため、事業完了を前倒しせざるを得ず、結果として事業に空白期間が生じてしまう。地域再生計画としては3か年で事業を完了する計画であるが、継続的な支援が行えず、地方創生の推進に大きな支障となる。</p> <p>○国の補助金等を受けて間接補助金を交付する場合、昭和30年の大蔵省事務連絡により、間接補助金等の交付完了後でなければ、精算額として国に補助金等の交付を請求することができないとされている。</p> <p>補助金等の交付事務においては、間接補助事業者から提出を受けた実績報告書の書面審査や現地検査等の後、支払い手続きを行うため、年度末までに間接補助金等の交付を行うとすれば、間接補助事業者等にも無理な交付事務手続きを強いるほか、事業期間の短縮や単独での事業実施を行わざるを得ず、本交付金の趣旨・目的を損なうことにもなりかねない。</p> <p>○事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするためには、相当の日数を要することが想定されます。</p> <p>計画に削った切れ目のない支援を可能とし、地方創生推進交付金の事業効果をさらに高めることができるよう、間接補助金の交付完了日が繰り上げられることを望みます。</p> <p>○補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業者について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期間末日まで金額が確定しない費用も含まれる。</p> <p>○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は末日まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できない。</p> <p>○地方創生推進交付金は、精算払いで、実績報告書の提出が4/10と早いことから、特に間接補助事業において事業実施期間が十分確保できない、円滑な事業実施のためには、概算払いや実績報告書の提出期限の延長が必要。</p> <p>*他省庁の例 農水省(概算払、6/10) 厚労省(概算払、6月末)</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
68	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考ええる。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	住民の生命若しくは身体を災害から保護するため、行政区域に捉われない、より柔軟な避難対策が可能となる。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案募集)広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山梨市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。 そのため、同法86条の8第3項で避難所みの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい ○地震や風水害など、災害は行政区域ごと不起るものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけではなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。 ○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。 ○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。 ○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方」(平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。
101	A 権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。 ②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮城県		埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の確認事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。 ○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。 県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 ○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。 県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。 かつ、処置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。 ○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合			茨城県、山梨県、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改革が必要であると考えられる。
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	都道府県知事、指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が複雑となっている。○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考えられる。○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
114	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごと)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 ○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山梨県、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講することできない事例が発生している。 ○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 ○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 ○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に向かい受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直しをしていただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的役割を担っていることが多く、研修の受講に当たり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。 保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。 ○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 ○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が(1分野ごと)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるように研修方法の見直しをしていただきたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構型に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めている(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用し、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等取得し、財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県			那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市 ○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農業内の統合作業を実施。)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められませんでした。 現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 また、農業と公共の統合のように、目的は異なっているが、同様の手段を以てて目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なることをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。
147	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則2年に1回を、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県			宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市 ○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同日に実施することが効率的かつ法人にとつての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 ○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 ○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じたくないと考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 ○監査対象施設数の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。 ○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。 施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとつても負担軽減とならない状況となっている。 ○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 ○提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前のとおり変更なし)。 その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 ○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 ○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
154	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付決定前の着手に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県		旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県	<p>○当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利になるものと考えられる。交付決定前着手が可能な農山漁村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。</p> <p>○本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。</p> <p>○地方創生道整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成(効果発現)のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。</p> <p>○本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手(事業用資産の購入)が出来ない体制が整っていたもの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。</p> <p>○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。</p> <p>○仮に4月中の事業着手が可能となれば、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業を例に挙げると、主伐・間伐による木材搬出作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考えられる。</p> <p>○当県も平成28年度地方創生道整備交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、複数件の繰り越しとなり、同様なことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが、事業量によっては年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも指令前着手制度の規定を設けるよう要望する。</p> <p>○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。</p> <p>○本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたって、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。</p> <p>農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただくと、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。</p> <p>○地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月上旬)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月上旬)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町村における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
156	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に關連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-(4)及び第2-4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	郡山市	【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、楠川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査してできる限り最小限に抑えていただきたい。 ○保険会社の手続き等で亡くなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がないため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するのに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。 そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に關連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。 ○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。 ○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。
187	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助金を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了するため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事態が生じている。 具体的には、農水省の補助金では、精算払の場合、実績報告書の提出期限の4月10日までに間接補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月27日付け農水省大臣官房経理課会計指導第2班事務連絡「間接補助事業等の交付手続について(参考)」)。 一方、地方創生推進交付金においては、精算払では、上記の農水省の取扱い(4月10日までに間接補助金の交付完了)とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	間接補助において間接補助金の交付完了日を見直すことにより、事業完了を前倒しすることなく、年度末まで事業を行うことが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。 例えば、市町村等が行う人材育成事業に間接補助を行う場合、現在のルールでは、補助金交付に要する期間分、事業の完了を前倒ししなければならないが、間接補助金の交付完了日を見直すことにより、通年で人材育成のための事業を行うことができるようになる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	岐阜県	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、新発田市、魚沼市、長野県、長野市、大垣市、山県市、浜松市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡浜市、筑後市、松浦市、大分県、沖縄県	○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるためには、事業者に早期に事業を完了、報告を求める必要がある。 事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、国庫補助のない通常の補助金との要綱上の整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づらいため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求める。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用した間接補助事業の実施を計画している。しかし、人件費や高熱水費等、実績に応じて支払う経費の交付を全て3月31日までに完了させることは、実務上困難であり、切れ目の無い効果的な事業の実施ができない。 ○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期間末日まで金額が確定しない費用も含まれる。 しかしながら、会計手続には一定の時間を要することから、年度内に精算額の確定及び支払いを完了しなければならないとの運用ルールにより、事実上年度末の経費に充てることができず、交付金の効果を損なう事態が生じている。 ○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は末日まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 ○地方創生推進交付金を活用した一部の事業においては事業期間が複数年にわたる場合がある。年度単位で見た場合の事業完了は年度末となるが、現在のルールでは事業完了の前倒しが必要となる。 間接交付金の交付完了日の見直しにより、切れ目なく通年で事業を実施することが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
191	B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における税情報照会の簡略化	<p>独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。</p>	<p>【支障事例】 本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 (前提) 助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 (具体的な内容) 児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。 さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。 【懸念事項】 地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。 【懸念事項の解消策】 本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限ることとする。</p>	<p>規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市		<p>苫小牧市、船橋市、福井市、山形市、尼崎市、大牟田市、筑後市、熊本市</p> <p>○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。 当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」と「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれの準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。 独自利用事務の情報連携についての同意は、年度毎に、地方税関係情報が必要となる者すべての同意をとる必要があり、同意する者が自ら署名をすることとされている。毎年行う年度更新時には、各制度の受給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の書類を郵送し提出していただくこととしている。 市民負担軽減のために独自利用事務としたが、市民は同意書を作成し提出する手間が生じ、行政側の事務も煩雑になっている。 ○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。 ○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事務において特定個人情報の独自利用を実施している。 独自利用事務のみならず、一部の番号法定事務であっても、地方税情報の本人同意を求める運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにする」趣旨に反するものと史料される。 ○当市の独自利用事務である、重度障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請者以外の同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請者以外の同居家族全員の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自筆の同意書を揃えて、窓口へ申請(再度来庁)しなければならない、申請者側に負担が生じている。 また、申請が資格認定発生日(例えば、転入日)の翌月となるなど月をまたいだ場合、資格認定の始期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。 従って、重度障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給に関する法律」による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」と同様に、本人同意なく地方税関係情報の照会ができるよう求める。</p>	
192	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	<p>お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。</p>	<p>【支障事例】 「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】 社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】 現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。</p>	<p>お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成28年12月21日付府子本906号通知)	内閣府、総務省	八王子市		石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市	<p>○官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進)、「IT新戦略の策定」に向けた基本方針」(平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント関係会議決定)に基づき、業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において記載されており、現在、内閣官庁において「デジタルファースト法案」の検討を行ない、オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃について取組を進めているところと認識している。 マイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体で準備する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性がある。 こうしたことを踏まえ、住民オンライン申請窓口の一元化や国・市町村を通じた行政事務の効率化・コスト削減に繋がるようなマイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に期待するところである。 ○当市では、びったりサービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求める。 また、お知らせ通知を行うためには、「事前の同意を取ること」とされており、毎年の同一事務のお知らせ通知であっても、通知の都度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求める。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
194	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市			旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	<p>○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。</p> <p>○認定こども園に従事する職員は大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討していただきたい。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配属が困難となることと想定される。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声があがっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。</p> <p>○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。</p> <p>○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。</p> <p>○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。</p> <p>○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているが、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。</p> <p>○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考える。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。</p> <p>「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつなげる。</p> <p>○保育業の賃上げを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定なのは、63人となっている。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。</p> <p>特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減らさざるを得ないことが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p> <p>○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声があがっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
196	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならぬ(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けなども、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。	回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めるとともに自治体の事務負担を軽減することができる。 また、保証会社による保証を義務付けるような制度となれば、被災者としても、貸付金を借り受けるときに保証人を立てる必要がなくなる。	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	内閣府	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町		新潟市、山梨市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市	○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事案が多く発生している。 適切な債権の回収ができるよう制度の見直しが必要である。 ○災害貸付金申請当時、借受人が連帯保証人の擁立に苦慮する様子が見受けられ、実際に、連帯保証人制度が機能していない案件が多く存在している。債権回収事務にかかる時間や労力に対し、効果が非常に薄いため、円滑な債権回収の為に、保証人に関する規定の見直しをお願いしたい。 ○本市においても、連帯保証人が機能しない事例があることから、制度改正により、回収の実効性を高めることができるとともに、自治体の事務負担を軽減することができる。
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設において、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うこととし、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の通知(「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」)でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政令第349号、26文科初第1463号、雇児発033)第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	静岡県、神奈川県、奈良県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須崎市、山梨市、城陽市、大坂府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎県、沖縄県	○本市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあらゆる法人もあり簡素化を要望する。 ○本市では全ての施設において、処遇改善加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の複雑さ等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。 ○処遇改善加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決まっている。 施設によっては、その職責を担う職員がなかったり、また経験年数の長い職員は短い職員が多くなり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。 このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを図られることを求める。 ○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。 ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが行われたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。 ○本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。 そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。 ○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直しされ、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっており、11年を超えても昇級が狭くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。 ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を悪化して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。 ○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善等加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様存在する。 ○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。 ○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3まで上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を促進するといった対応をとる保育所も出ており、本県の実態率は78%に留まっている。 ○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。 ○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。 ○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。 ○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。 配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
207	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することは少ないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業者が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改革の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ○マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。 ○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。 再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
208	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、必要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの旨を説明することが難しい。 また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。 ○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%について、職員が確認し記載している状況である。 個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。待ち時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。 ○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくい。ため、円滑な再交付事務の支障となっている。 ○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の衆例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性を求めていることは難しい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
209	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、必要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	04障害者手帳記載事項証明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県	○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するために制度改正は必要と考える。 紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が誤って記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。 個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。 ○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。
211	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながることから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないという心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。	「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	大田市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	仙台市、福島県、山梨県、貝塚市、出雲市	○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。 本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。 ○土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考え、市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
212	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債権者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	災害甲型金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害援護資金貸付金の償還方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別で分納の誓約・事務処理を経ることなく、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	災害甲型金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	熊本市		須賀川市、新潟市、山梨市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、防府市、宮崎市	<p>○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。</p> <p>○経済的に余裕の無い方が貸付金を申請されるため、災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還の1回当たりの金額に対する負担感は大きく、借受人の高額滞納に繋がっているように思う。年賦・半年賦の金額に負担感を持つような借受人に対し、1回分の納付金額を抑えた月賦償還を当初から選択可能にすることで、自発的な毎月の納付により、滞納リスクの軽減に繋がる。</p> <p>○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができる。</p> <p>○災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を持った者は少ない。</p> <p>○その中で、年賦償還又は半年賦償還は1回あたりの償還額が大きいため滞納になる可能性が高い。滞納となった債権については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。</p>
215	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額等を全て記載する必要があった。輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5か月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減り、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社第99号)	内閣府	熊本市		ひたちなか市、石川県、山梨市、田原市、京都市、岡山市、大村市、宮崎市	<p>○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただくなど、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。</p> <p>○地元への避難者が中心となり運営されていく避難所において、生活必需品を「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録してもらうのは、不可能に近いと考えられる。記載内容については必要最小限にとどめていただきたい。</p> <p>○熊本地震の災害救助に係る求償について精算監査で39件の確認依頼事項があり、その回答のため、当県だけではなく、医療機関等にも個々の納品書やレントの写しの提出など、煩雑な事務が発生した。</p> <p>○本市においても、南海トラフ地震発生時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大な作業は困難であると思われるため、必要書類の簡素化を図っていただきたい。</p> <p>○書式の簡素化、統一化等により、事務処理の効率化が期待できるほか、これにより短縮できた時間や人員を、道路、上下水道、河川等の復旧や被災者等の支援に集中して割り当てることができ、結果として早期復興につながるものと考えられる。</p> <p>○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが、救助期間が長きにわたり、かつ、膨大な量であったため、一部書式(救助実施記録日計票)の提出の省略は認められたものの、その他の書類作成には相当の時間と時間を要した。支障事例にもあるとおり、様式6号の受払票に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証拠書類(請求書、支払伝票)があれば確認はできるため、できる限り簡略化・簡素化を願いたい。</p>
216	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助を必要としても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となってからも「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を委託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を事実締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」(現物給付)し、都道府県が貸主に對し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えるとともに、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。 また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、時間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても建設型仮設住宅に入居する被災者と同様、早期の住宅再建にインセンティブを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。 (2)「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択肢の創設 被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する訴訟リスクを減じることができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。	災害救助法第4条	内閣府	熊本市		山梨市、京都市、岡山市	—

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
228	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保 育事業の受入れ児童 の対象年齢の拡充に ついて	○事業所内保育事業は原則3歳 未満の子どもを対象とした事業で あるが、定員の規制がないことか ら、保育所型事業所内保育所(利 用定員が20人以上)のような規模 の大きい施設においては、通常の 認可保育所と同様に3歳児以降 の子どもにおいても集団による教 育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規 模保育事業(※1)を実施している が、保育所型事業所内保育事業 においても同様に、3～5歳児の 受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29 年9月施行)により特区内の小規 模保育施設において、3歳以上の 保育認定子どもの受け入れが可 能となり、地域型保育給付の対象 とされた。 ○上記により認可保育所などと同 様に卒園後の受け皿も担保され るため、保育所型事業所内保育 事業においては、連携施設の確 保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整 備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所に とっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。 ○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が 困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることか ら確保に苦慮している。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加 に寄与する ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる	児童福祉法、子ども 子育て支援法、家庭 的保育事業等の設備 及び運営に関する基 準	内閣府、厚生労働省	沖縄市		盛岡市、花巻 市、山形市、豊 中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に 苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業 者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。 ○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規 模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加 に寄与する。 ○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮してい るところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の 児童がいらないため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が 提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所 や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域 枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用 者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られるこ と、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
230	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれかの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市		旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大坂市、大阪府、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員が把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をブシ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声も挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。</p> <p>○本市においても、同様の支障が出ることを懸念されている。措置を要望する。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところがありますが、保育士・保育教諭の人員不足が全国的課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、0.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保することも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでに、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者が出てくることを考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めるとは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようとしても、講習受講の競争率が激しいため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めたいが、職員の配置基準上、1人でも欠けしてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長を希望する。</p> <p>○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となること出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成20年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする両施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、援用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p> <p>○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは「経過措置」制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
263	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。	間接補助金の交付完了日が見直されることで、切れ目ない支援が可能となり、事業における確実な目的達成が可能となる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	筑北村		北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、新発田市、長野県、長野市、上田市、塩尻市、佐久穂町、南箕輪村、松川町、王滝村、山県市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高松市、愛媛県、八幡浜市、松浦市、大分県、沖縄県	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、新発田市、長野県、長野市、上田市、塩尻市、佐久穂町、南箕輪村、松川町、王滝村、山県市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高松市、愛媛県、八幡浜市、松浦市、大分県、沖縄県

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
274	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めない場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所が代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病休、休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。 しかし、特に「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設に限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市	○本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取り組みにも大きな支障となる。 ○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。 ○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿の確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
276	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新しなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可から5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大分市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員もいるため把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をふし保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることと想定される。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声も挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。</p> <p>○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できない者がいる。平成31年度末においても、この状況が解消されることは見えないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えます。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の現状が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることになれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考え、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めるとは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけでなく、臨時任用(非正規)職員の配置によって園運営が保たれている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○本市においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ、特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求め、職員は1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求めている。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のために現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
290	B 地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じるこ とのない、マイナン バーカード交付にお ける新たな方法の在り 方の検討	①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。 ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。 マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情にに応じていない。 【支障事例】 現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。 マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果 市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面でエリアをカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。 (暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ(エ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	大崎市		ひたちなか市、 橘川市、柏市、 川崎市、三条市、 多治見市、 八尾市、徳島市、 宇和島市、 北九州市、筑後市、 芦屋町、島原市	○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市区町村職員が outgoing 本人確認をして暗証番号を設定依頼書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能となっているが、実際には職員の負担が大きく代理人にも立会いを求めることになっているため相当の負担がかかっている。 ○顔写真付の本人確認書類を所持しておらず、本人の来課が入院等により困難な場合は、職員が outgoing 本人確認を行っている。しかし、公用車の都合等で訪問日時調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市区町村の事務の効率化に資する。 ○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低1点は必要であり、さらに申請者本人の出頭が困難であることの証明書類が必要である。 個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いにも関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながる一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないか。 ○今後、マイナポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、照会書兼委任状のほか、本人確認書類を複数用意いただく等、対応できるような見直しができることが望ましい。 ○①について、当市においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。」と同様に生じており、「市民の方から、『マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。』といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。 そのため、「①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○本人が病気ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付きの身分証明書を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しい人の申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付きの身分証明が必要で、受取をあきらめなければならないのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。 ○企業訪問により、勤務地経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。 ○そもそも顔写真付きの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多く苦慮している。病院等に職員が outgoing、交付するなどの対応することも可能となっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。 ○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。 左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がることも、交付率の向上にも寄与するものと考ええる。 ○(1) 当市においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付の公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ outgoing 本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付の公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。 (2) マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。 ○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要望すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きだけでなく、住民の負担にもなっている。 マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討されたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けられることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっても所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よ。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。 しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従前から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
309	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 また、書式の内容も複雑なものも多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。 【例】 避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。 また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5ヶ月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。 また、書式の内容も複雑なものも多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。 【例】 避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。 また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5ヶ月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減ることにより、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法・局長通知	内閣府	指定都市市長会		ひたちなか市、石川県、山梨市、田原市、北九州市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただくなど、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 ○熊本地震の災害救助に係る求償について精算監査で39件の確認依頼事項があり、その回答のため、当県だけではなく、医療機関等にも個々の結品書やレシートの写しの提出など、煩雑な事務が発生した。 ○本市においても、南海トラフ地震発災時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大な細かな作業は困難であると思われるため、必要書類の簡素化を図っていただきたい(管理番号215に同じ) ○書式の簡素化、統一化等により、事務処理の効率化が期待できるほか、これにより短縮できた時間や人員を、道路、上下水道、河川等の復旧や被災者等の支援に集中して割り当てることができ、結果として早期復興につながるものと考えられる。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが、救助期間が長きにわたり、かつ、膨大な量であったため、一部書式(救助実施記録日計票)の提出の省略は認められたものの、その他の書類作成には相当の時間と時間を要した。支障事例にもあるとおり、様式6号の受払簿に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証拠書類(請求書、支払伝票)があれば確認はできるもので、できる限り簡略化・簡素化を願いたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
316	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、富山県、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業者が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務だけで見ても年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。